

「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）

（削除した箇所を青字・取り消し線で、追記した箇所を赤字・下線で表示しています。）

第2章 上場会社の決定事実に係る適時開示実務上の取扱い

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し 1
9. ストック・オプションの付与..... 4
11. 合併等の組織再編行為 4

第4章 上場会社の決算情報、業績予想、配当予想の修正等に係る適時開示実務上の取扱い

- 決算短信様式・作成要領 12
- 四半期決算短信様式・作成要領..... 15

第6章 子会社等の情報

- [1]子会社等の決定事実 17

第7章 企業行動規範の概要

1. 総説..... 20
2. 遵守すべき事項 22
3. 望まれる事項..... 23
- 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】 24

第8章 上場会社に対する自主規制の概要

- 【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要について】 26

第9章 名証への提出書類

2. 内国株式関係の提出書類一覧..... 31

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

〔開示に関する注意事項〕

- ② 「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」と併せて他の適時開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」~~、「ストック・オプションの付与」~~、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」等）に該当する場合があります。また、調達した資金の用途等によっても他の適時開示項目（例えば、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「新製品又は新技術の企業化」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「新たな事業の開始」等）に該当する場合があります。また、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

- ⑥ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

第三者割当による株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債発行に係る募集又は自己株式処分若しくは自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください（自己株式~~処分~~又は自己新株予約権~~の~~処分の場合は、「発行価額」を「処分価額」、「割当予定先」を「処分予定先」など適宜読み替えてください。）。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式報酬としての株式~~の~~発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑦ 株式報酬としての株式~~の~~発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）」に該当するものとして開示してください。

ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑧ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」に該当するものとして開示してください。

なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1)〔開示に関する注意事項〕① 事前相談について」参照）。

- ⑧ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に

係る募集を含む。)

ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合（以下「ストック・オプションの付与」という。）は、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己新株予約権処分の場合は、「新株予約権の発行要領」を「自己新株予約権の処分要領」など適宜読み替えてください。）。

※ストック・オプションの付与に関し、有利発行に該当するため株主総会に付議し、かつ、株主総会で新株予約権の募集事項の決定に係る決議をする場合（会社法第238条）又は株主総会で新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する場合（会社法第239条）には、上場会社の業務執行を決定する機関が株主総会への付議内容を決定した時点で、当該付議内容（有利発行に該当する旨及びその条件での発行を必要とする理由並びに募集事項の決定を取締役に委任する場合にはその旨を含む。）を開示してください。株主総会后に、業務執行を決定する機関が上記委任に基づき募集事項を決定したときは、以下の所定の開示事項の開示が必要となります。

※上場会社又はその関係会社の役職員に新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を付与する場合以外の場合には、第三者割当に該当することになるため、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示事項もあわせて記載してください。

※付与の対象者に支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が含まれる場合（上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員に就任している場合に、これらの者に対してストック・オプションを付与する場合を含みます。）は、支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手及び必要かつ十分な開示（「d. 支配株主との取引等に関する事項」の内容の開示）が義務付けられています。

a. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

・発行の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。

※新株予約権が行使された場合に生じる株式の希薄化の規模や新株予約権に付された行使条件等が、発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠についても記載することが考えられます。

b. 新株予約権の発行要領

(a) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

・新株予約権の割当て（会社法第243条第1項）の結果、募集事項の決定時（発行決議時）における開示内容と変更が生じた場合は、割当ての確定日に変更後の割当内容を発行内容の確定として開示する。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(c) 新株予約権の総数

(d) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

※金銭の払込みの要否により、以下を含めて記載する。

〔金銭の払込みを要しないこととする場合〕（会社法第238条第1項第2号）

- ・ 払込みを要しない旨
- ・ 払込みを要しないこととすることが有利発行に該当しない場合には、その旨

〔金銭の払込みを要することとする場合〕（会社法第238条第1項第3号）

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく記載する。
- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な払込金額が定まっていない場合は、払込金額の算定方法を記載し、別途、払込金額の算定日に具体的な金額を発行内容の確定として開示する。また、割当対象者の有する報酬請求権等と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する場合には、募集事項の決定時にその旨を併せて記載する。
- ・ 払込金額が有利発行に該当しない場合には、その旨

(e) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を定めない場合（会社法第236条第3項）は、金銭の払込み又は会社法第236条第1項第3号の財産の給付を要しない旨を記載する。

(f) 新株予約権の権利行使期間

(g) 新株予約権の行使の条件

- (h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な金額の確定が困難である場合は、「資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。」などと記載する。

(i) 新株予約権の取得に関する事項

(j) 新株予約権の譲渡制限

(k) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

(l) 新株予約権の割当日

(m) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕

d. 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

9. スtock・オプションの付与

(削除)

11. 合併等の組織再編行為

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、合併等の組織再編行為（以下に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

- 株式交換【適時開示等規則第2条第1号i】
- 株式移転【適時開示等規則第2条第1号j】
- 株式交付【適時開示等規則第2条第1号jの2】
- 合併【適時開示等規則第2条第1号k】
- 会社分割【適時開示等規則第2条第1号l】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

- ※ 合併等の組織再編行為には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。
- ※ 完全子会社との組織再編や簡易組織再編・略式組織再編に該当するもの、休眠会社との組織再編等業績に与える影響が軽微なものについても、開示が必要となりますので、留意してください。

〔開示に関する注意事項〕

- ⑤ 「合併等の組織再編行為」と併せて他の適時開示項目（例えば、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の

子会社等の異動を伴う事項」、「商号又は名称の変更」等)に該当する場合があります。また、当連結会計年度中に合併等の組織再編行為の効力発生日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

⑥ 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

⑦ 支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者との間で合併等の組織再編行為を行う場合の開示について

上場会社が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者との間で合併等の組織再編行為を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています(適時開示等規則第38条の2第2項)。開示を行う際には、開示・記載上の注意を確認のうえ、当該組織再編を行うに至った意思決定の過程や、割当ての内容の根拠等をわかりやすく具体的に記載するよう留意してください。

【その他の注意事項】

① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が合併等の組織再編行為を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、適時開示等規則に基づき、算定機関(*1)が作成した算定書(*2)を名証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程(*3)及び算定的前提条件(*4)が記載されたものを提出してください。(算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。)

- ・ 上場会社が他の会社と株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。)

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1) f ~~(e)~~(d) ~~←~~】

- ・ 上場会社が他の会社と共同して株式移転を行う場合

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1) g ~~(e)~~(b) ~~←~~】

- ・ 上場会社が他の会社を子会社とする株式交付を行う場合(非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用を受けるときを除く。)

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1) g の2(c)】

- ・ 上場会社が他の会社と合併する場合(上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1) h ~~(e)~~(d) ~~←~~】

- ・ 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分

割を行う場合

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1) i ~~(f)~~ (d)イ】

- ・ 上場会社が非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項、第805条の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編等）又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1) i ~~(f)~~ (d)ロ】

- (* 1) 「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- (* 2) 「当該組織再編に係る割当比率に関する見解を記載した書面」をいいます。
- (* 3) 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- (* 4) 算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

① 市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

② 類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

④ 不相当合併等に係る上場廃止審査について

非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社と共同して行う株式移転、非上場会社を子会社とする株式交付、非上場会社の吸収合併、会社分割による非上場会社への事業の譲渡については、適時開示等規則に基づく不相当合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第8章 上場会社に対する自主規制の概要 【不相当合併等に係る上場廃止審査の概要について】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、原則として、「① 通常の場合」に基づき所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載し

てください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

ただし、次のいずれかに該当する場合（相手会社が上場会社である場合、「① 3.（4）公正性を担保するための措置」又は「① 3.（5）利益相反を回避するための措置」の記載を要する場合及び投資判断上特に考慮を要すると判断される場合を除く。）（※）は、原則として、「② 開示内容を省略できる場合」に基づき、開示内容を省略することでも差し支えありません。

（※）該当するかどうか不明な場合は①に基づき開示してください。

[株式交換・株式交付]

- イ 株式交換完全子会社 又は株式交付子会社 となる会社の直前事業年度の末日における総資産の額が株式交換完全親会社 又は株式交付親会社 となる上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、株式交換完全子会社 又は株式交付子会社 となる会社の直前事業年度の売上高が株式交換完全親会社 又は株式交付親会社 となる上場会社の直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる株式交換 又は株式交付
- ロ 連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換

[株式移転]

- ハ 上場会社が単独で株式移転を行う場合

[合併]

- ニ 上場会社の総資産の増加額がその直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる吸収合併
- ホ 100%子会社の吸収合併
- ヘ 連結子会社の簡易吸収合併

[会社分割]

- ト 上場会社の総資産の増加又は減少額がその直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加又は減少額がその直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる会社分割
- チ 単独新設分割又は100%子会社に事業部門を承継させる会社分割
- リ 100%子会社の事業部門を承継する会社分割
- ヌ 連結子会社と共同で行う簡易会社分割
- ル 連結子会社の事業部門を承継する簡易会社分割

※ 新設合併の開示については、別途名証までご相談ください。

なお、「(1) [開示に関する注意事項] ① 事前相談について」に掲げる場合に該当する場合には、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

① 通常の場合

開示事項	開示・記載上の注意事項
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> 相手会社の名称、組織再編の態様（合併、会社分割、株式交換、株式移転・<u>株式交付</u>）の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。
2. 当該組織再編の要旨	
(1) 当該組織再編の日程	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）、新規記録日（金銭交付日）を記載する。 ※ 簡易組織再編、略式組織再編の場合はその旨を記載する。 <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。 <p>[株式交付を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。</u>
(3) 当該組織再編に係る割当ての内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る割当ての内容（*）を記載する。 （*）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。 <ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 <u>株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</u> 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 当該組織再編により交付する新株式数を記載する。 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。 <u>株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。</u> 会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。 合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。 (例) 「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を〇年〇月〇日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」 <p>[対価として当該組織再編の当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対価に関する事項として下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> 対価となる株券の発行会社の概要 <ul style="list-style-type: none"> 対価となる株券の発行会社について、「4. 当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	<p>(2) 対価の換価の方法に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対価を取引する市場 ② 取引の媒介を行う者 ③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨） ④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨） ⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨） ⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）
<p>(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、<u>株式交付子会社</u>、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。 ※ <u>株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。</u> ※ <u>株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社</u>、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。
<p>3. 当該組織再編に係る割当ての内容の根拠等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100%子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。
<p>(1) 割当ての内容の根拠及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議・交渉の過程及び割当ての内容の考え方について、上場会社の株主にとっての割当ての内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 株式交換完全親会社、<u>株式交付親会社</u>、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社の株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。 ※ 支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「13.(2)③.(2)意見の根拠及び理由の〔MBO等〕に関して意見表明を行う場合」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。
<p>5. 当該組織再編後の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、<u>株式交付親会社</u>、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。 <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 <p>[上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記

開示事項	開示・記載上の注意事項
	載する。

② 開示内容を省略できる場合

開示事項	開示・記載上の注意事項
・ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> 相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・<u>株式交付</u>の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。 開示内容を省略して開示を行う場合は、開示資料の冒頭に省略できる場合に該当した事由及び省略して開示している旨を記載する。 （例）「本合併は、連結子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。」
2. 当該組織再編の要旨	
(1) 当該組織再編の日程	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）、新規記録日（金銭交付日）を記載する。 ※ 簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。 <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。 <p>[株式交付を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。</u>
(3) 当該組織再編に係る割当ての内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る割当ての内容（*）を記載する。 （*）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。 <ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 <u>株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</u> 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 当該組織再編により交付する新株式数を記載する。 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。 <u>株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。</u> 会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。 割当てがない場合には、その旨を記載する。 合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	<p>(例) 「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を〇年〇月〇日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」</p>
<p>(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、<u>株式交付子会社</u>、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。 ※ <u>株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。</u> ※ <u>株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。</u>
<p>5. 当該組織再編後の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、<u>株式交付親会社</u>、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 <p>[上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。

決算短信様式・作成要領

2. 決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

(2) 決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、通期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

[連結経営成績及び連結財政状態]

(参考様式抜粋)								(百万円未満切捨て)	
1. **年*月期の連結業績 (**年**月**日～**年**月**日)									
(1) 連結経営成績					(%表示は対前期増減率)				
	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
**年*月期									
**年*月期									
(注) 包括利益 **年*月期 百万円 (%) **年*月期 百万円 (%)									
	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率				
	円 銭	円 銭	%	%	%				
**年*月期									
**年*月期									
(参考) 持分法投資損益 **年*月期 百万円 **年*月期 百万円									
(2) 連結財政状態									
	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産					
	百万円	百万円	%	円 銭					
**年*月期									
**年*月期									
(参考) 自己資本 **年*月期 百万円 **年*月期 百万円									
(3) 連結キャッシュ・フローの状況									
	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高					
	百万円	百万円	百万円	百万円					
**年*月期									
**年*月期									

開示事項	開示・記載上の注意
指標の計算方法	<p>・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。</p> <p>・自己資本当期純利益率 $\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$</p> <p>・総資産経常利益率 $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産}} \times 100$</p>

	<p>(期首総資産+期末総資産) ÷ 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高営業利益率 $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$ ・総資産 = 資産合計 ・純資産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 ・自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100 <p>※自己資本当期純利益率の計算において、(期首自己資本+期末自己資本) がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>
<p>【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・親会社所有者帰属持分当期利益率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する当期利益}}{(\text{期首親会社所有者帰属持分} + \text{期末親会社所有者帰属持分}) \div 2} \times 100$ ・資産合計税引前利益率 $\frac{\text{税引前利益}}{(\text{期首資産合計} + \text{期末資産合計}) \div 2} \times 100$ ・売上高営業利益率 $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$ ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$ <p>※親会社所有者帰属持分当期利益率の計算において、(期首親会社所有者帰属持分 + 期末親会社所有者帰属持分) がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>
<p>【第4号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 $\frac{\text{当社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首株主資本} + \text{期末株主資本}) \div 2} \times 100$ ・総資産税引前当期純利益率 $\frac{\text{税引前当期純利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$ ・売上高営業利益率 $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$ ・株主資本 = 期末資本合計 (純資産) - 期末非支配持分 ・株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100 <p>※株主資本当社株主に帰属する当期純利益率の計算において、(期首株主資本 + 期末株主資本) がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>

[個別業績の概要]

(参考様式抜粋)

(参考) 個別業績の概要

1. **年 * 月期の個別業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(1) 個別経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期								
**年 * 月期								

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
**年 * 月期	円 銭	円 銭
**年 * 月期		

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
**年 * 月期	百万円	百万円	%	円 銭
**年 * 月期				

(参考) 自己資本 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計－株式引受権－新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

四半期決算短信様式・作成要領

2. 四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

(2) 四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社においては、四半期第5号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準））を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

[連結経営成績及び連結財政状態]

(参考様式抜粋) (百万円未満切捨て)

1. **年*月期第*四半期の連結業績 (**年**月**日~**年**月**日)

(1) 連結経営成績（累計） (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期第*四半期								
**年*月期第*四半期								

(注) 包括利益 **年*月期第*四半期 百万円 (%) **年*月期第*四半期 百万円 (%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		
**年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年*月期第*四半期			
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期第*四半期 百万円 **年*月期 百万円

開示事項	開示・記載上の注意
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 総資産 = 資産合計 純資産 = 純資産合計 自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 親会社所有者帰属持分比率 親会社の所有者に帰属する持分 / 資産合計 × 100
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 株主資本 = 期末資本合計 (純資産) - 期末非支配持分 株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100
【第5号参考様式の場合】 【第6号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 総資産 = 資産合計 純資産 = 純資産合計

	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$

【個別業績の概要（特定事業会社の場合）】

(参考様式抜粋)

(個別業績の概要)

1. **年*月期中間第2四半期(中間期)の個別業績(**年**月**日~**年**月**日) (%表示は、対前年中間期増減率)

(1) 個別経営成績

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
**年*月期中間期	
**年*月期中間期	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年*月期中間期			
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

ここには投資者が過期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
(業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報 【第5号参考様式の場合】 【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

[1] 子会社等の決定事実

1. 子会社等の合併等の組織再編行為

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、以下に掲げる合併等の組織再編行為を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

○子会社等の株式交換

- a 子会社等の株式交換による連結総資産の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産額の30%に相当する額以上
- b 子会社等の株式交換による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c 子会社等の株式交換による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d 子会社等の株式交換による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

【適時開示等規則第3条第1号a、同取扱い2(1)a】

○子会社等の株式移転

- a 子会社等の株式移転による連結総資産の減少又は増加見込額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の30%に相当する額以上
- b 子会社等の株式移転による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c 子会社等の株式移転による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d 子会社等の株式移転による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

【適時開示等規則第2-3条第1号b、同取扱い2(1)b】

○子会社等の株式交付

- a 子会社等の株式交付による連結総資産の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産額の30%に相当する額以上
- b 子会社等の株式交付による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c 子会社等の株式交付による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d 子会社等の株式交付による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

【適時開示等規則第3条第1号bの2、同取扱い2(1)bの2】

○子会社等の合併

- a 子会社等の合併による連結総資産の減少額又は増加額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産額の30%に相当する額以上であると見込まれる場合
- b 子会社等の合併による連結売上高の減少額又は増加額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上であると見込まれる場合
- c 子会社等の合併による連結経常利益の増加又は減少見込み額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d 子会社等の合併による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込み額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

【適時開示等規則第2.3条第1号c、同取扱い2(1)c】

○子会社等の会社分割

- a 子会社等の会社分割による連結総資産の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産額の30%に相当する額以上
- b 子会社等の会社分割による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c 子会社等の会社分割による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d 子会社等の会社分割による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

【適時開示等規則第2.3条第1号d、同取扱い2(1)d】

（*）次の場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例として以下のとおり基準額を計算の上、開示の要否を判断してください。

【直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%の額に満たない場合】

次の①又は②のいずれか大きい額に相当する額以上

- ① 「直近5年間の連結経常利益の額の平均（赤字の年度についてはゼロとして計算する。）」の30%の額
- ② 「直前連結会計年度の連結売上高の2%の額」の30%の額

【直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%の額に満たない場合】

次の①又は②のいずれか大きい額に相当する額以上

- ① 「直近5年間の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均（赤字の年度についてはゼロとして計算する。）」の30%の額
- ② 「直前連結会計年度の連結売上高の1%の額」の30%の額

※ IFRS任意適用会社については、「連結総資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適

時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

② 「子会社等の合併等の組織再編行為」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等による公開買付け又は自己株式の公開買付け」、「子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」、「子会社等の商号の変更」等）に該当する場合があります。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

④ 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

1. 総説

上場会社は、金融商品市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能を適切に発揮する観点から、企業行動に対して適切な対応をとることを求められており、適時開示等規則において企業行動規範が制定されています。

企業行動規範は、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対する要請事項を明示し努力義務を課す「望まれる事項」により構成されており、「遵守すべき事項」に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求又は特設注意市場銘柄への指定など所定の措置の対象となります。

上場会社は、企業行動規範の目的である株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場の実現という趣旨を十分にご理解いただき、適時開示等規則に基づく上場会社の義務として、十分な対応を講ずるようにしてください。

〔企業行動規範の構成〕

- 遵守すべき事項
 - ・ 書面による議決権行使等の義務
 - ・ 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備
 - ・ 取締役会、監査役会、監査等委員会又は指名委員会等、会計監査人の設置義務
 - ・ 独立役員の確保義務
 - ・ コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
 - ・ 社外取締役の確保義務
 - ・ 会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任義務
 - ・ 上場会社監査事務所等による監査
 - ・ 業務の適正を確保するために必要な体制整備
 - ・ 第三者割当に係る遵守事項
 - ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止
 - ・ M S C B等の発行に係る遵守事項
 - ・ 買収防衛策の導入に係る遵守事項
 - ・ M B Oの開示に係る遵守事項
 - ・ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
 - ・ 内部者取引の禁止
 - ・ 反社会的勢力の関与の禁止
 - ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為等の禁止
- 望まれる事項（努力すべき事項）
 - ・ 望ましい投資単位の水準への移行及び維持
 - ・ 売買単位の統一に向けた努力
 - ・ コーポレートガバナンス・コードの尊重

- ・ 取締役である独立役員の確保
- ・ 独立役員等に関する情報の提供
- ・ 議決権行使を容易にするための環境整備
- ・ 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備
- ・ 反社会的勢力排除に向けた体制整備等
- ・ 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備
- ・ 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

【適時開示等規則第29条～第46条の3】

〔上場外国会社の取扱い〕

- 上場外国会社に対する企業行動規範の適用にあたっては、当該外国又は外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

【適時開示等規則第55条】

2. 遵守すべき事項

(6) 社外取締役の確保

上場内国会社は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）を1名以上確保することが義務付けられています。

【適時開示等規則第31条の4】

これは、一般株主保護の観点から全ての上場内国会社に社外取締役の確保を求めるものであり、社外取締役の選任状況については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における記載事項にもなります。コーポレート・ガバナンスに関する報告書の詳細については、「第9章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

(67) (略)

(78) (略)

(89) (略)

(910) (略)

(1011) (略)

(1112) (略)

(1213) (略)

(1314) (略)

(1415) (略)

(1516) (略)

(1617) (略)

(1718) (略)

3. 望まれる事項

(6) 議決権行使を容易にするための環境整備

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として以下の事項を行うよう努めることとされています。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第 299 条第 1 項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 次の a から e までに掲げる書類株主総会の招集の通知及び会社法第 301 条第 1 項に規定する株主総会参考書類又は金融商品取引法施行令第 36 条の 2 に規定する参考書類（以下「招集通知等」という。）を、株主総会の日の 3 週間前の日よりも前に招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
 - a 株主総会の招集の通知
 - b 会社法第301条第 1 項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の 2 第 1 項に規定する参考書類（以下「株主総会参考書類等」という。）
 - c 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告
 - d 定時株主総会の場合は、会社法第446条第 6 項に規定する連結計算書類
 - e a から前 d までに掲げる書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の書類
- (4) 株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

【適時開示等規則第43条、同取扱い20】

【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

(2) 実務上の留意事項等

① 企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合

以下の a 及び b の両方の条件を満たす場合に、企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

- a 上場会社又はその子会社等が重要な取引等を行うことについての決定をする場合
- b 前 a の取引に支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が関連する場合

【重要な取引等】

※ 「重要な取引等」とは、下表に掲げる上場会社又はその子会社等の決定事実のうち、上場会社が適時開示を行う必要があるものをいいます（各決定事実に係る会社情報の適時開示の要否の判断基準（軽微基準）については、参考「内部者取引規制上の重要事実及び臨時報告書の提出要件等」を参照してください。）。

上場会社の決定事実	上場会社の子会社等の決定事実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者割当による募集株式等の割当て ・ <u>上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株式報酬又はストック・オプションと認められる募集株式等の割当て</u> ・ 自己株式の取得 ・ 株式交換 ・ 株式移転 ・ <u>株式交付</u> ・ 合併 ・ 会社分割 ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ・ 新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借 ・ 新たな事業の開始 ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け ・ 公開買付け等に関する意見表明等 ・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式交換 ・ 株式移転 ・ <u>株式交付</u> ・ 合併 ・ 会社分割 ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ・ 新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借 ・ 新たな事業の開始 ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け

<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式等売渡請求に係る承認等 ・ ストック・オプションの付与 ・ その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項 (例: 株式報酬としての株式の発行に係る募集(自己株式処分に係る募集を含む。)、上場廃止が見込まれる株式併合等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項
---	---

※ 上場会社又はその子会社等と支配株主その他適時開示等取扱いで定める者との間で行われている反復・継続的な営業取引については、通常、企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

【関連する場合】

- ※ 支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が「関連する場合」とは、原則として、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が、上場会社又はその子会社等との間の取引等の当事者となる場合とします。
- ※ 「自己株式の取得」又は「自己株式の公開買付け」については、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提としている場合に限り、適用されます。
- ※ 上場会社又はその子会社等が行う「公開買付け」については、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者に対して行う公開買付け、又は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けに限り、適用されます。
- ※ 「公開買付け等に関する意見表明等」については、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等、又は、第三者が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等に限り、適用されます。
- ※ 「新製品又は新技術の企業化」又は「新たな事業の開始」については、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者を見込んでいる場合が該当します。
- ※ 「上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株式報酬又はストック・オプションと認められる募集株式等の割当て」「~~ストック・オプションの付与~~」については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員をに兼任している場合に、これらの者に対して株式又は新株予約権を割り当てる~~ストック・オプションを付与~~する場合があります。
- ※ ファンドが、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者に該当しない場合でも、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が、ファンドに出資している場合やファンドの業務執行等を行っている場合には、その関与の実態に照らして「関連する場合」と判断することがありますのでご注意ください。

【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要について】

次に掲げる行為（以下、本項目において「吸収合併等」という。）は、不適當合併等（上場会社が実質的な存続性を喪失する吸収合併等）に係る上場廃止審査の対象となりますので、十分に留意してください。

- イ 非上場会社の吸収合併
- ロ 非上場会社を完全子会社とする株式交換
- ハ 非上場会社を子会社とする株式交付
- ハニ 会社分割による非上場会社からの事業の承継
- ニホ 非上場会社からの事業の譲受け
- ホハ 会社分割による他の者への事業の承継
- ハト 他の者への事業の譲渡
- トチ 非上場会社との業務上の提携
- チリ 第三者割当による株式の割当て
- リヌ その他上記と同等の効果をもたらすと認められる行為

【株券上場廃止基準取扱い1(8)】

(1) 総説

名証の株券上場廃止基準では、いわゆる裏口上場の防止を目的として、上場会社が非上場会社と吸収合併等を行った結果、上場会社が実質的な存続会社でないと認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合には上場廃止となることが定められています。

【株券上場廃止基準第2条第1項第9号】

(注) 「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。したがって、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。

そこで、上場会社が吸収合併等を行う場合には、不適當合併等（上場会社が実質的な存続性を喪失する吸収合併等）に係る上場廃止審査を行うこととなります。

具体的には、まず、上場会社が吸収合併等を行う場合（原則として、適時開示が必要なものを行う場合をいう。）には（通常は吸収合併等についての決定の前の時点で）、当該行為を踏まえたによって上場会社の実質的な存続性についての審査（確認）を行います。

そして、実質的な存続性審査の結果、上場会社が実質的な存続会社でないと名証が認めた場合には、吸収合併等を行った日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間に、新規上場審査の基準に準じた基準に適合しないときは、上場廃止となります。

(注1) 実質的存続性審査に係る軽微基準について

名証では、実質的存続性審査において、裏口上場防止の観点から一般に問題があるとは考えにくい態様を「軽微基準」として明示し（後述の「(参考) 実質的存続性審査に係る軽微基準の概要」参照）、吸収合併等が軽微基準に該当する場合は実質的存続性があるものとして取り扱い、該当しない場合には、さらに詳細な審査を行うこととしています。これにより、実質的存続性審査を簡便にするとともに、上場会社において、明らかに実質的存続性審査において問題とならない行為であるかどうかを事前にわかるようにしています。

(注2) 猶予期間について

吸収合併等を行った日から、当該日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの間は、「猶予期間」としています（この間は、監理銘柄指定は行いません。）。また、猶予期間の最終日までに、新規上場審査の基準に準じた基準に適合しているかどうかを確認できていない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定することとなります。

※ 詳細については、後述の「(2) 審査の流れ」を参照してください。

※ 会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号（合併による解散の場合の取扱い）、第3号（株式交換、株式移転等による完全子会社化等の場合の取扱い）又は第5号（会社分割による他の者への上場契約の承継の場合の取扱い）の適用を受けて上場する場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）についても、概ね同様の取扱いとなりますので、留意してください。

なお、三角組織再編に伴い、株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場する場合で、実質的存続性がないと見込まれる場合には、同項に係る新規上場申請の際に、猶予期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合するよう努める旨について記載した書面の提出が必要となります（当該新規上場申請者が、新規上場審査の基準に準じた基準に適合する見込みがある場合を除く。）ので、留意してください。

(参考) 実質的存続性審査に係る軽微基準の概要

以下の軽微基準に該当する場合には、実質的存続性があるものとして取り扱うこととしています。

合併等の行為内容	軽 微 基 準	備 考
1. 非上場会社の吸収合併又は、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付 ※同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。(※1)	次のいずれかに該当すること。 (1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)において、非上場会社(連結子会社(※4)を除く。)と上記イ～ホの行為若しくは非上場会社(連結子会社(※4)を除く。)との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについて当	(※1)非上場会社の子会社化は、1. と「同等の効果をもたらす行為」とする。 (※2)当該行為を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日をいう。 (※3)当該決定と同時の場合を含む。 (※4)当該3年間における上記

	<p>該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 当該非上場会社の直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(※6) (※7)が、それぞれ当該上場会社の直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(※6) (※7)未満であること(※8)。</p> <p>ただし、当該上場会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)に当該非上場会社（その関係会社を含む。）と間で上記イ～ホの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	<p>イ～ホの行為などの行為時点で当該上場会社の連結子会社であったものをいう。</p> <p>(※5)原則として、適時開示が必要な行為をいう。</p> <p>(※6) 連結財務諸表提出会社でない場合にあつては、「直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額」とあるのは、「事業年度（末日）における個別財務諸表における総資産額、売上高、経常利益金額」とする。</p> <p>(※7) IFRS任意適用会社である場合にあつては、「連結経常利益金額」とあるのは「親会社の所有者に帰属する当期利益金額」とする。</p> <p>(※8) 連結会計年度（事業年度）の期間が1年未満の場合は、1年間に換算した数値により比較する。</p>
<p>2. 会社分割による非上場会社からの事業の承継又は事業の譲受け</p> <p>※同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。(※9)</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。</p> <p>ただし、当該連結子会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)において、非上場会社（連結子会社(※4)を除く。）と上記イ～ホの行為若しくは非上場会社（連結子会社(※4)を除く。）との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 事業の承継・譲受けの対象となった資産の額、当該対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額、当該対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が、それぞれ当該上場会社の直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(※6)未満であること(※7)。</p> <p>ただし、当該上場会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)に当該非上場会社（その関係会社を含む。）と間で上記イ～ホの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うこと</p>	<p>(※9) 非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けは、2. と「同等の効果をもたらす行為」とする。</p>

	<p>についてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	
<p>3. 会社分割による他の者への事業の承継（5. に掲げる場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て</p> <p>※同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。（※10）</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該行為の当事者が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）において、非上場会社（連結子会社（※4）を除く。）と上記イ～<u>手リ</u>の行為若しくは非上場会社（連結子会社（※4）を除く。）との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 当該上場会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）と間で上記イ～<u>手リ</u>の行為若しくは当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p>	<p>（※10）他の者への事業上の固定資産の譲渡、事業の休止、事業の廃止は、3. と「同等の効果をもたらす行為」とする。</p>
<p>4. 株券上場審査基準第4条第3項第1号（合併による解散の取扱い）又は第3号（株式交換、株式移転等による完全子会社等の場合の取扱い）の適用を受けて上場する場合（新設合併又は株式移転をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）</p> <p>※同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。</p>	<p>1. と同様。</p>	
<p>5. 株券上場審査基準第4条第3項第5号（会社分割による他の者への上場契約の承継の場</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定</p>	

<p>合の取扱い) の適用を受けて上場する場合 (吸収分割に限る。)</p> <p>※同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。</p>	<p>日(※2)以前3年間(※3)において、非上場会社 (連結子会社(※4)を除く。) と上記イ～<u>手リ</u>の行為若しくは非上場会社 (連結子会社(※4)を除く。) との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 当該非上場会社の直前連結会計年度 (末日) における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(※6)が、それぞれ当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額、当該対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額、当該対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること(※7)。(吸収分割の場合に限る。)</p> <p>ただし、当該上場会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)に当該非上場会社 (その関係会社を含む。) と間で上記イ～<u>手リ</u>の行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	
---	---	--

- 過去に実施した吸収合併等 (1. ～ 5. の行為) に係る実質的存続性審査の結果、上記イ～手リの行為以外で特に継続して経過をみる必要があると名証が認めた行為 (例えば、商号の変更、連結子会社の異動、連結子会社への非上場会社からの事業の譲受け等) は、上記イ～手リの行為と「同等の効果をもたらすと認められる行為」とする。

※ 上記軽微基準は、適時開示上の軽微基準とは異なるものですので注意してください。適時開示の要否については、別途、適時開示に関する説明箇所を参照してください。

2. 内国株式関係の提出書類一覧

〔縦覧書類ごとの表題、公開項目、開示指定日時等の入力方法（TDnet）〕

⑤ 法定事前開示書類の写し、法定事後開示書類の写し

表題	<p>「法定事前開示書類（“組織再編行為等”）（“組織再編等の相手方会社名”）」又は 「法定事後開示書類（“組織再編行為等”）（“組織再編等の相手方会社名”）」 と入力してください</p> <p>※“組織再編行為等”には、株式併合、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、合併、 会社分割、全部取得条項付種類株式の全部の取得、特別支配株主による株式等売 渡請求に係る承認のいずれかを記入してください</p> <p>※“組織再編行為等”が株式併合もしくは全部取得条項付種類株式の全部の取得 の場合、“組織再編等の相手方会社名”の記入は必要ありません</p>
公開項目	<p>「会社法上の事前開示書類」又は 「会社法上の事後開示書類」を選択してください</p>
開示指定日時	<p>提出日（平日）の17時00分を指定してください</p> <p>※名証ホームページ上の掲載は翌営業日</p> <p>※平日17時00分の指定が難しい場合（夜間・休日に登録する場合は、事前に名 証自主規制グループ（上場管理担当）までご相談ください</p>
留意事項	<p>提出日にTDnetDBSに掲載されるため、本店備置の始期を勘案の上、登録 をお願いします。また、適時開示より前に公衆縦覧されないことがないよう、登録 に際してはご留意ください。</p>

【内国株式関係の提出書類一覧表】

(3) 新株式発行等関係

⑧ 新株予約権の発行（ストック・オプションとしての発行を含む）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出（1部）	—
(3) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで （令第22条第2項から第4項）	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(6) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃 〃	上場会社通信より提出 〃 〃	△ — —
(7) 新株予約権の権利行使に関する通知書 ※当該予約権の権利行使に際し、全て自己株式を充当する場合のみ	権利行使期間の初日の属する月の20日まで	開20条②	上場会社通信より提出	◎
(8) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ	確定後直ちに	取10(2)j	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	△
(9) 新株予約権の消滅に関する報告書 ※行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ	判明後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	◎
(10) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類 ※有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに	取10(1)a	上場会社通	◎

※第三者割当の場合のみ	(決議日の前 営業日まで)		信より提出	
(12) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ	事業年度の末日から1年を経過すること	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同取扱い1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

※ (7) について、「新株予約権の権利行使に関する通知書」を提出しない場合、「(2)② 「上場株式数報告書(月間報告)」の提出が必要となります。

⑨ 新株予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※EDINETで有価証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要	作成後直ちに	開20条②	書面での提出(1部)	—
(2) 有価証券通知書の写し(変更通知書を含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)c	上場会社通 信より提出	—
(3) 有価証券上場申請書(新株予約権証券) ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ	上場申請日	規9条①	上場会社通 信より提出	△
(4) 確約書 ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ	上場申請日	規10条の3②	上場会社通 信より提出	△
(5) 増資の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施したときのみ	上場申請日	要13の3(2)a	上場会社通 信より提出	△
(6) 株主の意思確認の結果について記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして株主総会決議などによる株主の意思確認を実施したときのみ	意思確認手続き終了後直ちに	要13の3(2)b	上場会社通 信より提出	△
(7) 新株予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規9条① 開20条②	上場会社通 信より提出 (開示資料で代用可)	△
(8) 新株予約権の権利行使に関する通知書 ※当該予約権の権利行使に際し、全て自己株式を充当する場合のみ	権利行使期間の初日の属する月の20日まで	開20条②	上場会社通 信より提出	◎
(9) 新株予約権の行使報告 ※上場している新株予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ	確定後直ちに	取10(5)b	上場会社通 信より提出	△
(10) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ	確定後直ちに	取10(2)h,j	上場会社通 信より提出 (開示資料で代用可)	△

(11) 上場廃止同意書 ※新株予約権証券が上場している場合のみ	上場廃止の3 週間前まで	開20条②	上場会社通 信より提出	△
-------------------------------------	-----------------	-------	----------------	---

※ 新株予約権証券の上場を希望される場合には、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

※ (8)について、「新株予約権の権利行使に関する通知書」を提出しない場合、「(2)② 上場株式数報告書（月間報告）」の提出が必要となります。

⑰ 株式交付

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式交付比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※非上場会社を完全子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規程の適用（簡易組織再編）を受ける場合を除く	作成後直ちに	取10(1)gの2	上場会社通 信より提出	—
(2) 会社法第816条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置 く日までに	〃	TDnet登録	—
(3) 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出	◎
(4) 会社法第816条の10第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後 速やかに	取10(1)gの2	TDnet登録	—

※ (3)については、株式交付に際し株式を交付する場合であって、決議時に発行する新株式数が確定していないとき又は契約等締結時において交付する自己株式数が確定していない場合に提出が必要となります。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑱ (略)

⑲ (略)

⑳ (略)

(4) 権利の割当て等

④ 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)㍑	上場会社通 信より提出	△

(5) 公開買付け

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 買付け等の価格に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※名証に上場している株券に対する公開買付けのうち、以下に掲げる場合	決議後速やかに	取10(1)㍑	上場会社通 信より提出	—

①上場廃止となる見込みがある公開買付け ②上場子会社に対する公開買付けを行う場合 <u>※買付け等の価格には、金商法施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。</u>				
(2) 発行（交付）株式数確定通知書 ※公開買付けの対価として新株式を交付する場合で、決議時に交付する株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出	△

(6) 公開買付け等に関する意見表明等

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※以下に掲げる場合のみ ①上場廃止となる見込みがある公開買付けの場合 ②MBOの場合（公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって当該上場会社の役員と利益を共通にする者）若しくは公開買付者が当該上場会社の支配株主である場合 <u>※買付け等の価格には、金商法施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。</u>	決議後速やかに	取10(1) <u>※k</u>	上場会社通信より提出	—

(7) 全部取得条項付種類株式の全部の取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 全部取得の対価に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※上場廃止となる見込みがある場合のみ ※全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後速やかに	取10(1) <u>※p</u>	上場会社通信より提出	—
(2) 会社法第171条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し ※上場廃止となる見込みがある場合のみ	適時開示後、本店に備え置く日までに	取10(1) <u>※ll</u>	TDnet登録	—
(3) 有価証券上場廃止同意書 ※上場廃止となる場合のみ	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ 株主総会関係書類については、「(1)株主総会関係」の項目を参照してください。

(8) 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 売渡対価に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※株式等売渡請求に係る承認の場合のみ ※株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く	決議後速やかに	取10(1) <u>sg</u>	上場会社通信より提出	—
(2) 会社法第179条の5第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	<u>取10(1)sg</u> //	TDnet登録	—
(3) 有価証券上場廃止同意書 ※上場廃止となる場合のみ	承認後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

(10) 定款変更関係

① 事業年度の末日（決算期）の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書（「事業年度の末日（決算期）変更通知書」） ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2) <u>wt</u>	上場会社通信より提出	◎
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1) <u>pn</u>	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 定款に定時株主総会に係る基準日を定める場合又は定款に定める定時株主総会に係る基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 定款上の定時株主総会に係る基準日の変更に関する通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(1) <u>pn</u>	上場会社通信より提出	△
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	〃	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 定款に配当基準日を定める場合又は定款に定める配当基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(1) <u>pn</u>	上場会社通信より提出	△
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	〃	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

④ 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2) 第11条	上場会社通信より提出	△
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1) 第11条	TDnet登録	—
(3) 変更後の株式取扱規則 ※株式取扱規則の変更が行われる場合のみ	〃	取10(2) 第11条	上場会社通信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑤ 商号又は名称の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2) 第11条	上場会社通信より提出	◎
(2) 変更後の定款	変更後遅滞なく	取10(1) 第11条	TDnet登録	—
(3) 変更後の株式取扱規則 ※株式取扱規則の変更が行われる場合のみ	〃	取10(2) 第11条	上場会社通信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 転換社債型新株予約権付社債等が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請書の提出が必要となります。

※ 英文商号のみを変更する場合で、適時開示を行わない場合は、変更決定後直ちに、取締役会決議通知書などの提出により、名証自主規制グループ（上場管理担当）までご連絡ください。

⑥ 本店（本社）所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式事務担当課等通知書	決議後直ちに	取10(2) 第11条	上場会社通信より提出	◎
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1) 第11条	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 本店（本社）所在地の変更に伴い、名証に届け出ている情報取扱責任者の勤務先住所が変更となる場合には、「(17)② 情報取扱責任者の変更」に基づき、別途書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

⑦ その他の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
変更後の定款	変更後遅滞なく	取10(1) 第11条	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(11) 自己株式関係

① 自己株式の取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	

変更後の定款 ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨 を定款に定めた場合のみ	変更後遅滞な く	取10(1) 11	TDnet登録	—
---	-------------	----------------------	---------	---

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(12) 株式事務関係

① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株主名簿管理人変更通知書	決議後直ちに	取10(2) 12	上場会社通 信より提出	◎
(2) 変更後の株式取扱規則 ※株式取扱規則の変更が行われる場合のみ	変更後遅滞な く	取10(2) 10	上場会社通 信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 株式取扱規則の制定又は変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
制定又は変更後の株式取扱規則	変更後遅滞な く	取10(2) 10	上場会社通 信より提出	—

(13) 代表者等の変更

① 代表者（名証に対する代表者である代表取締役等）の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 代表者関係通知書	変更事由発生 後直ちに	開20②	上場会社通 信より提出	◎
(2) 取引所規則の遵守に関する確認書	異動後直ちに	取10(1) 11 11	上場会社通 信より提出	◎

※ (1)については、異動前（適時開示後直ちに）に提出してください。

※ (2)については、代表者の氏名を自筆で署名したものをPDF化し、提出してください。

(17) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠規定	備考	
取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2) 11	上場会社通 信より提出	△